

公益財団法人こうち男女共同参画社会づくり財団コンプライアンス規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人こうち男女共同参画社会づくり財団(以下「財団」という。)が直面する、又は将来直面する可能性のあるコンプライアンス(法令等の遵守をいう。以下同じ。)上の問題を的確に管理・処理し、もってその事業活動の公正かつ適正な運営に資するための組織及びコンプライアンス施策の実施及び運営の原則を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 財団の役員及び職員(臨時的任用職員を含む)(以下「役職員」という。)は、法令、定款及び内部規定の内容を真摯に受け止め、事業活動の業務遂行に際してはコンプライアンスを最優先する。

(組織)

第3条 財団のコンプライアンスにかかわる組織として以下のものを置く。

- (1) コンプライアンス担当理事
- (2) コンプライアンス委員会
- (3) コンプライアンス事務担当部署

(コンプライアンス担当理事)

第4条 コンプライアンス担当理事は、専務理事とする。コンプライアンス担当理事は、理事会に対し、財団のコンプライアンスの問題が発生した際には状況について、報告するものとする。

- 2 コンプライアンス担当理事は、コンプライアンス全般にかかわる事項を所管し、コンプライアンス事務担当部署を指揮監督して、コンプライアンスに関する各種施策を立案し、実施する責務を有する。
- 3 コンプライアンス担当理事の役割及び権限は以下のとおりとする。
 - (1) コンプライアンス施策の実施の最終責任者
 - (2) コンプライアンス違反事例の対応の統括責任者

(コンプライアンス委員会)

第5条 コンプライアンス委員会は、理事長を委員長とし、コンプライアンス担当理事及び複数の外部有識者を委員として構成する。事務局長は委員会事務を統括する。

- 2 コンプライアンス委員会は、以下の事項を遂行する。
 - (1) コンプライアンス施策の検討及び実施
 - (2) コンプライアンス施策の実施状況のモニタリング
 - (3) コンプライアンス違反事件についての分析及び検討
 - (4) コンプライアンス違反の関係者の厳格な処分の検討及び再発防止策の策定
 - (5) コンプライアンス違反者の処分及び再発防止策の公表
 - (6) その他コンプライアンス担当理事が指示した事項

(コンプライアンス委員会の開催)

第6条 コンプライアンス委員会は、コンプライアンス上の問題が発生した際に委員長の招集により開催する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、いつでも委員会を招集することができる。

(コンプライアンス事務担当部署)

第7条 財団の総務部署をコンプライアンス事務担当部署とする。

2 コンプライアンス事務担当部署は、コンプライアンス体制及びその整備にかかわる企画、推進及び統括を所管し、コンプライアンス体制の実効性を挙げるための方針や施策等を検討し、実施する。

3 コンプライアンス事務担当部署は、コンプライアンス施策の進捗状況その他のコンプライアンスにかかわる事項をコンプライアンス担当理事に必要な応じて報告する。

(報告、連絡及び相談ルート)

第8条 役職員は、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を発見した場合は、速やかにコンプライアンス事務担当部署に報告する。

2 コンプライアンス事務担当部署は、前項の報告で、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある事象を知ったときは、直ちにその旨をコンプライアンス担当理事に報告するとともに、事実関係の調査を行い、対応方針を検討し、コンプライアンス担当理事の承認を受けて、当該事象への対応を実施する。

3 役職員は、緊急の事態等の事由により、コンプライアンス統括部門を経由することができないときは、第1項にかかわらず、コンプライアンス担当理事に直接、第1項の報告をすることができる。

(役職員のコンプライアンス教育)

第9条 財団は、役職員に対してコンプライアンスに関する研修を行い、また、役職員は、定期的に研修を受けるものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、令和6年11月1日から施行する。